

令和8年2月26日開催

令和8年

第2回

函館市農業委員会総会

議事録

函館市農業委員会

令和8年第2回函館市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年2月26日(木) 開会 14:00 閉会 14:35

2 開催場所 函館市役所 8階第2会議室

3 出席委員

議長	立 藏 義 春	6 番	山 田 美代子
1 番	川 村 稔	7 番	近 江 政 夫
3 番	佐 藤 勉	8 番	菅 原 秀 樹
4 番	大 槻 寅 男	9 番	西 浦 克 彦
5 番	八 戸 千 修		

以上9名

4 事務局出席者

局長	鹿 磯 純 志	主 事	小笠原 康 太
局次長	吉 田 浩 樹		
主 査	奥 野 秀 光		

以上4名

5 付議事項

議案第1号 農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
議案第4号 市民農園整備運営計画変更認定について
議案第5号 令和8年度函館市農業委員会総会開催日程等について
報告第1号 会長の専決処分の報告について(土地の現況証明書の交付について)

14:00開会

議長（立藏会長）

本日、欠席委員はおりませんので、お知らせいたします。
ただいまより、令和8年第2回農業委員会総会を開会いたします。
まずはじめに、「農業委員会憲章」を唱和いたします。
委員ならびに事務局職員はご起立願います。
函館市農業委員会憲章。

（「農業委員会憲章」唱和）

ご着席願います。

続いて、本日の日程の確認ですが、お手元に配付した日程のとおり、議案5件、報告1件、計6件となっております。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

それでは、本日の日程に進みます。

日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。

議事録署名委員には、1番川村委員、3番佐藤委員、両名を指名いたします。

よろしくお願いいたします。

次に、日程第2、議案第1号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の2ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」をご説明申し上げます。

本件は、農地法第18条第6項の規定により、1件の合意解約通知書の提出があったので、その解約の成立状況について、審議を求めるものでございます。

3ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、1筆1万7千175平方メートル、貸主、借主は、記載のとおりでございます。

賃借権の設定内容につきましては、令和4年7月4日付け農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画による貸貸借で、解約申入日、合意解約日、土地の引渡日は令和8年1月13日となっております。

なお、このページの下段が箇所図となっております。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に、現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思えます。

それでは、調査委員を代表して、9番西浦委員からご報告願います。

9番（西浦委員）

議案第1号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」番号1に係る予備審査の結果ですが、この案件について、川村委員、菅原委員と私の3名および事務局職員で調査を実施し、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、事務局から説明を受け、合意解約における要件について、資料等を確認、現地調査を実施し、検討した結果、合意解約日から農地の引渡し期限が6ヵ月以内であるなど、通知内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第1号についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件について、合意内容が真正なもので、要件を満たしているかどうか、ご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第1号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、「合意解約の要件を満たしており、賃貸借の解約が成立している」と認めることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、日程第3、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

本件にかかわって、番号2から番号4は4番大槻委員が、農業委員会法第31条に基づく議事参与の制限にあたります。

そこで、議事の流れですが、まず番号1を全員で審議し、続いて番号2から番号4を議事参与の制限に該当する大槻委員にご退室いただいたうえ審議したいと考えております。

このような進め方でよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのように進めさせていただきます。

では、はじめに、番号1を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の4ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明申し上げます。

本件は、農地法第3条第1項の規定により、4件の所有権移転の許可申請があったので、審議を求めるものでございます。

番号1をご説明申し上げます。

5ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、2筆合計2千27平方メートル、権利の種類は所有権で、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

申請理由は、譲渡人が農地の処分、譲受人が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、6ページが調査書となっております。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に、現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、9番西浦委員からご報告願います。

9番（西浦委員）

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号1に係る予備審査

の結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、農地の所有権移転に対する判断基準の要件について、申請書に基づき、譲受人の事業計画内容や農地の効率的な利用、周辺の農地への影響などについて、事務局から説明を受け、資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、申請内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第2号番号1についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立蔵会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、許可することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」のうち番号1を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、許可することに決定いたします。

続いて、番号2から番号4を議題といたします。

それでは、大槻委員はご退室願います。

（大槻委員 退室）

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の7ページをお開き願います。

番号2についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、1筆991平方メートル、権利の種類は所有権で、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

申請理由は、譲渡人が農地の処分、譲受人が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、8ページが調査書となっております。

9ページをお開き願います。

番号3についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、2筆合計4千323平方メートル、権利の種類は所有権で、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

申請理由は、譲渡人が農地の処分、譲受人が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、10ページが調査書となっております。

議案書の11ページをお開き願います。

番号4についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、1筆4千958平方メートル、権利の種類は所有権で、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

申請理由は、譲渡人が農地の処分、譲受人が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、12ページが調査書となっております。

以上でございます。

議長（立蔵会長）

ありがとうございます。

次に、現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思っております。

それでは、調査委員を代表して、9番西浦委員からご報告願います。

9番（西浦委員）

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号2から番号4に係る予備審査の結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号2から番号4について、農地の所有権移転に対する判断基準の要件について、申請書に基づき、譲受人の事業計画内容や農地の効率的な利用、周辺の農地への影響などについて、事務局から説明を受け、資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、申請内容について、特に問題となる点はないものと判断いたしました。

以上、議案第2号、番号2から番号4についての調査結果としてご報告いたします。

議長（立蔵会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、許可することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」のうち、番号2から番号4を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、許可することに決定いたします。

大槻委員は入室願います。

(大槻委員 着席)

次に、日程第4、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題といたします。

本件にかかわって、番号1から番号5は、私が農業委員会法第31条に基づく議事参与の制限にあたります。

そこで議事の流れですが、本件については私が退室し、議長を菅原職務代理者に代わりまして審議したいと考えております。

このような進め方でよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのように進めさせていただきます。

それではここで、議長を菅原職務代理者に代わります。

(立藏会長 退室)

職務代理者(菅原委員)

それでは、番号1から番号5を議題といたします。

事務局に議案内容を説明させます。

事務局(吉田次長)

議案書の13ページをお開き願います。

議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」をご説明申し上げ

げます。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案5件について、審議を求めるものでございます。

この度の促進計画でございますが、4名の出し手から機構、機構から1名の受け手の計画を作成することになることから、番号1から番号5を一括してご説明申し上げます。

14ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、1筆8千628平方メートル、権利を設定する者、受ける者は、記載のとおりで、権利の種類は、賃借権でございます。

利用目的は畑、権利の設定期間、借賃は記載のとおりとなっております。

なお、このページの下段が箇所図となっております。

15ページをお開き願います。

番号2についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、2筆合計5千682平方メートル、権利を設定する者、受ける者は、記載のとおりで、権利の種類は、賃借権でございます。

利用目的は畑、権利の設定期間、借賃は、記載のとおりとなっております。

なお、このページの下段が箇所図となっております。

16ページをお開き願います。

番号3についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、1筆5千196平方メートル、権利を設定する者、受ける者は、記載のとおりで、権利の種類は、賃借権でございます。

利用目的は畑、権利の設定期間、借賃は、記載のとおりとなっております。

なお、このページの下段が箇所図となっております。

17ページをお開き願います。

番号4についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、18ページ別紙1に記載のとおりで、面積は、14筆合計4万3千86平方メートル、権利を設定する者、受ける者は、17ページに記載のとおりで、権利の種類は、賃借権でございます。

利用目的は畑、権利の設定期間、借賃は、記載のとおりとなっております。

なお、このページの下段が箇所図となっております。

19ページをお開き願います。

番号5についてでございますが、公益財団法人北海道農業公社が全農地をまとめて受け手である番号5に貸し付ける形となっております。

土地の表示、所在、地番、地目は21ページ別紙2に記載のとおりで、面積は18筆合計6万2千592平方メートル、権利を設定する者、受ける者は、19ページに記載のとおりで、権利の種類は、賃借権でございます。

利用目的は畑、権利の設定期間、借賃は、記載のとおりとなっております。

なお、このページの下段から20ページが箇所図、22ページが調査書となっております。

以上でございます。

職務代理者（菅原委員）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思
います。

それでは、調査委員を代表して、9番西浦委員から、ご報告願います。

9番（西浦委員）

議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」番号1から番号
5に係る予備審査の結果ですが、この案件について調査委員全員の意見が一致してお
りますので、代表して私からご報告いたします。

番号1から番号5について、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく判断基
準について、申請書に基づき、農地の効率的な利用、農作業に常時従事する者に関し、
事務局から説明を受け、資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討し
た結果、計画内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第3号についての調査結果として、ご報告いたします。

職務代理者（菅原委員）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件の計画内容についてご審議願いま
す。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第3号
「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、適正な計画と認め、原案について意見無しと決定すること、また、
北海道農業公社からの認可申請に対する認可その後の速やかな公告についてご異議
ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、原案のとおり意見無しとし、認可およびその後の速やかな公告に
ついて決定することといたします。

立藏会長は入室願います。

(立藏会長 着席)

ここで、議長を会長に代わります。

議長 (立藏会長)

次に、日程第5、議案第4号「市民農園整備運営計画変更認定について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局 (吉田次長)

議案書の23ページをお開き願います。

議案第4号「市民農園整備運営計画変更認定について」をご説明申し上げます。

本件につきましては、市民農園整備促進法第7条第6項の規定により、市民農園の整備運営計画の変更認定に関し、函館市長から審査の依頼があったのでございます。

平成19年7月26日付けで開設認定を受けた「函館市亀尾ふれあいの里」において、26ページに記載の新管理棟、休憩室を建設するものであり、同運営計画の変更に関し、該当するものでございます。

当委員会では、30ページの審査調書の内容を審査、決定するものでございます。

以上でございます。

議長 (立藏会長)

ありがとうございます。

次に、現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思っております。

それでは、調査委員を代表して、9番西浦委員からご報告願います。

9番 (西浦委員)

議案第4号「市民農園整備運営計画変更認定について」に係る予備審査の結果ですが、この案件について調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

市民農園整備運営計画変更に係る農地転用の内容、当該区域や周辺の状況を確認したところ、市民農園整備促進法の規定に基づく同計画の変更内容については、特に問題となる点はないものと判断いたしました。

以上、議案第4号についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第4号「市民農園整備運営計画変更認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、申請書のとおり同計画の変更の決定をし、函館市長に原案どおり審査調書を送付することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、日程第6、議案第5号「令和8年度函館市農業委員会総会開催日程等について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の31ページをお開き願います。

議案第5号「令和8年度函館市農業委員会総会開催日程等について」をご説明申し上げます。

本件は、令和8年度における総会開催日程等について、審議を求めるものでございます。

32ページをお開き願います。

令和8年度の総会開催日程等の（案）でございます。

左から順に、総会の開催回、開催日、使用会議室、現地調査日、農地法等議案締切日、農地バンク関連議案締切日となっております。

なお、表の右側には、参考として、北海道農業会議の常設審議委員会の開催日および意見聴取書類の提出締切日を記載しております。

それでは、日程設定の考え方について、ご説明申し上げます。

まず、総会開催日につきましては、毎月最終週の木曜日を基本としております。

12月のみ会議室の関係上、23日第4水曜日の開催としております。

次に、農地法等議案締切日でございます。

締切日は、毎月5日を基本とし、5日が閉庁日の場合は、翌開庁日を設定しております。

続きまして、農地バンク関連議案締切日でございます。

こちらは、北海道農業公社との手続に数日を要することから、農地法等議案締切日の前5開庁日を設定しております。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局より説明がありましたが、各委員から、何かご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第5号「令和8年度函館市農業委員会総会開催日程等について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

なお、決定した日程については委員会のホームページにおいてお知らせするほか、農協などの関係団体にもお知らせをしますので、ご承知おき願います。

次に、日程第6、報告第1号「会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）」を議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の33ページをお開き願います。

報告第1号「会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）」をご説明申し上げます。

本件につきましては、土地の現況証明願書の提出が1件あったことから「函館市農業委員会規程」第23条第1項第4号の規定により専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により、報告するものでございます。

34ページをお開き願います。

番号1でございますが、市街化調整区域1件の現況証明願書の提出があり、事務局にて調査した結果、記載のとおり、全て農地・採草放牧地以外と確認し、現況証明書を交付いたしました。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質問がないようですので、本件について終わります。

最後に、その他ですが、3点お話がございます。

1点目ですが、「農地パトロール調査」についてでございます。

3月の農地パトロール調査は、3月2日月曜日、推進委員により実施する予定であります。

なお、調査委員には、泉推進委員、佐々木推進委員、保志場推進委員、以上3名を指名しております。

2点目ですが、次回の総会は、令和8年3月26日木曜日、午後4時から市役所8階第2会議室において、開催いたします。

また、議案の締切日は、農地バンク関連は、令和8年2月26日木曜日、農地法関連は、令和8年3月5日木曜日となっております。

3点目ですが、次回総会の現地調査日は、令和8年3月19日木曜日、午後1時からとなります。

それでは、3月の現地調査委員を指名いたします。

3番佐藤委員、4番大槻委員、6番山田委員、以上3名を指名いたします。

3名の方は、午後1時に事務局に集合となりますので、大変お忙しい中とは存じますが、どうぞよろしく願いいたします。

私からは、以上ですが、他に各委員から、何かご発言はございませんか。

9番（西浦委員）

議案の5ページの案件について、構成員が32人となっておりますが、なぜここまで多いのかが気になりますので、内訳を教えてくださいませんか。

事務局（奥野主査）

このうち、常時従事者が2名、その他、臨時雇用労働力ということで、人材派遣利用で延べ30名となっております。

臨時雇用労働力の記載については細かい規定はなく、申請者の書き方によって異なる部分がありますが、常時従事者の記載については正しく記載をするよう申請者をお願いをしているところです。

9 番（西浦委員）

わかりました。

議長（立藏会長）

他に各委員から、何かご発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会 14 : 35

以上，会議の顛末を記録し相違ないことを証明する。

議 長 立 藏 義 春

署 名 委 員 川 村 稔

署 名 委 員 佐 藤 勉